

医療コンテナ活用促進事業

令和6年度補正予算額 2.8億円（一）※（）内は当初予算額
※令和5年度補正予算額57百万円

1 事業の目的

- 医療コンテナについては、第8次医療計画において、都道府県や医療機関は、災害時等に検査や治療に活用することが求められている。
- 実際に、令和6年能登半島地震においては、国が中心となり、応急救護等に用いるため、避難所や病院、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）に、多くの医療コンテナを派遣・設置すべく調整した。
- これらは、病院が既に保有しているコンテナや業者から新たに提供のあったコンテナを被災地に派遣したものであることから、災害時に実際に被災地に派遣することができるコンテナを普及させることが重要である。

2 事業の概要

【事業概要】 ・ 災害時等の医療を確保するために、都道府県及び災害拠点病院が平時から医療コンテナを整備するための費用（購入・運搬・設置料等）を支援する。

※ ただし、災害時等に被災都道府県等から求められた場合、原則として当該コンテナを被災地に派遣することを条件とする。

【補助対象】 ・ 都道府県

【実施主体】 ・ 都道府県

・ 災害拠点病院

【補助率】 国 1 / 2、事業者 1 / 2

3 対象経費

医療コンテナまたはコンテナに搭載する医療用資機材等の購入・運搬・設置料等を計上。